

グーグルブック検索和解のその後の経過について

すでに新聞等でも報道されておりますとおり、11月13日（日本時間14日午後）米国グーグル社と米国作家組合および全米出版協会が和解修正案を連邦地裁に提出いたしました。和解が正式に成立するためには今後同地裁の承認が必要となりますが、今回の修正案では和解の対象を米国著作権局に登録済みの書籍もしくは米国、英国、カナダ、オーストラリアで発行された書籍に限定しており、日本、フランス、ドイツなど異議申立てを提出した国々が対象から外れております。

新聞紙上におきましては一部団体からすでに歓迎のコメントが寄せられておりますが、日本が和解の対象から外れた以外詳しいことはまだわかっておらず、修正案（原文）にはグーグルによるデジタル化に不服がある場合は訴える権利があることも明記されてはいるものの、グーグルがこの先和解対象国以外の書籍に対しどのような対応に出るかは定かではありません。現在はっきりしていることは、すでに取り込まれております書籍につきましては、権利者による削除手続きが依然として必要であり、また和解対象から外れたことで解決金請求の権利を失ったということです。

日本書籍出版協会におきましては現在詳細を調査中であり、詳細がわかりしだい本サイトにでもご連絡申し上げる予定でおります。よって弊社といたしましては今しばらく経過を注視したうえで今後の対応を考えていく所存でおります。

2009年11月17日

(株) 勁草書房

代表取締役社長 井村寿人